職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 通勤手当の不適正受給

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	3 6	男性	停職3日間

(2) 事故の概要

事故者は、平成27年10月及び11月、平成28年10月及び11月、平成30年4月から11月までの間、届出と異なる手段で通勤を行い手当を不適正に受給した。

なお、事故者は不適正に受給した通勤手当の全額返納を申し出ている。

2 酒気帯び出勤

(1)懲戒処分の内容等

事故者

	事故発生日	職層	年齢	性別	内容
1	平成30年4月23日	主事	5 4	男性	停職3日間
2	平成31年3月 7日	主事	5 3	男性	戒告

(2) 事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査(アルコール検査)の際、呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。